

石川県公報

令和6年8月27日

第13735号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告		目 次	
○石川県告示第322号の2の公布公告	(危機対策課) 1	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 4
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 1	○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止公告	(同) 5
○県有財産売払入札公告	(道路整備課) 2	○令和6年二級建築士及び木造建築士試験の変更の公告	(同) 5

公 告

石川県告示第322号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年8月27日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第322号の2

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

令和6年8月19日

石川県知事 馳 浩

1 長期避難世帯の所在する地域

鳳珠郡穴水町字由比ヶ丘いの1番地2、1番地3、6番地、9番地2、10番地2及び20番地1

鳳珠郡穴水町字川島井の7番地3、井の7番地4、井の7番地5(由比ヶ丘住宅233号室に居住していた者が属する世帯に限る。)、井の7番地6(由比ヶ丘住宅228号室、229号室、231号室及び232号室に居住していた者が属する世帯に限る。)、井の7番地13、井の7番地17、井の7番地18、井の7番地20、井の7番地21、井の7番地21、井の7番地23(由比ヶ丘住宅220号室、222号室、223号室及び224号室に居住していた者が属する世帯に限る。)、井の7番地26、井の7番地30、井の7番地32、ウの7番地2(長谷部住宅1号室、3号室、6号室、7号室及び8号室に居住していた者が属する世帯に限る。)、ウの29番地1、ノの1番地32(コーポ由比ヶ丘1-B号室及び2-C号室に居住していた者が属する世帯に限る。)、ノの1番地34、ラの197番地21(イルマーレA号室、B号室、D号室及びE号室に居住していた者が属する世帯に限る。)及びラの197番地30

鳳珠郡穴水町字地蔵坊いの111番地1及び115番地4

2 長期避難世帯となった日

令和6年1月1日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和6年8月28日から同年9月27日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年8月27日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	河内福岡地区	県営土地改良事業変更計画書の写し	白山市産業部農業振興課

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年8月27日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する物件

(1) 件名

物件番号	物件名	規格	車両番号
1	除雪トラック	7 t 専用車 (A) 反転式	石川88た784
2	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式	石川800は505
3	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式4WD	石川800は621
4	小型除雪機	1.1m	なし
5	道路作業車	2.98L、4WD、6人乗	金沢800さ2369

(2) 売却物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	入札場所	開札
1	令和6年9月30日 午後2時	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所 1階 大会議室	入札後、 即時開札
2	令和6年10月1日 午後2時	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所 2階 会議室	
3	令和6年10月2日 午前10時	小松市白江町リ61番地1	
4		南加賀土木総合事務所 1階 入札室	
5	令和6年10月3日 午後2時30分	金沢市直江南2丁目1番地 県央土木総合事務所 404会議室	

3 説明会及び物件の公開

説明会及び物件の公開（以下「説明会等」という。）を次のとおり実施する。また、説明会等の参加方法は、入札説明書による。

説明会には車両保管場所での現車確認を含むため、車両保管場所まで移動できる手段で説明会に参加すること。

なお、説明会等に参加せずに入札に参加する場合も、説明会等における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなす。

物件番号	説明会等実施日時	説明会等実施場所（集合場所）
1	令和6年9月5日 午後2時	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所 1階 大会議室
2	令和6年9月3日 午後2時	白山市八幡町イ20

		石川土木総合事務所 2階 会議室
3	令和6年9月6日 午前10時	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所 車庫内
4	令和6年9月6日 午後1時	加賀市幸町2丁目77番地 大聖寺土木事務所 車庫内
5	令和6年9月5日 午前10時	津幡町字加賀爪ヌ111番地1 津幡土木事務所

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は当該車両を直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 過去3年以内に石川県土木部(関係土木事務所を含む。)が所有する除雪機械の売買契約において契約条件の不履行があり、同種の一般競争入札に参加できない者でないこと。

5 入札説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和6年8月27日(火)から各説明会実施日時の前日まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 交付場所

物件番号	交付場所	電話番号
1	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所 庶務課事業係	0767-52-5100
2	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所 2階 庶務課	076-272-1188
3	小松市白江町リ61番地1	0761-21-3333
4	南加賀土木総合事務所 1階 入札室	
5	金沢市直江南2丁目1番地 県央土木総合事務所 2階 庶務課事業係	076-239-3901

(3) 交付方法

5(2)の交付場所において書面により交付する。

なお、郵送による書類請求も可能とする。(郵送による請求の場合は、返信用封筒及び切手を同封すること。)

6 入札に関する事項

(1) 入札者に要求される義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書及び添付書類をあらかじめ下記のとおり提

出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出場所 5(2)の交付場所に同じ

イ 提出期限 令和6年9月10日(火)午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限必着とする。)

なお、入札参加申請書に記載された使用予定内容が契約条項の用途指定に適合しない場合は、入札に参加する資格がないものとする。

(2) 入札の方法

1(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約金額は、落札金額に自動車損害賠償保険料の未経過期間分、自動車重量税の未経過期間分、リサイクル料金等相当額を加算した額とする。

(3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額を指定された納付方法により納付しなければならない。ただし、石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札保証金の免除を認められたものは、入札保証金を免除する。

(4) 無効の入札書

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約条項

入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約の相手方が石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである場合は、免除する。

(4) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

(5) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

(7) 問合せ先

詳細に関する問合せ先は、5(2)による。

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年8月27日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
-------------	-----------	---------	-------

かほく市七窪へ17番14	幅員 延長	6.00m 35.83m	金沢市玉鉾一丁目168番地 松本ビル101号 ひととき株式会社	令和6年8月9日
--------------	----------	-----------------	---------------------------------------	----------

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の18第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止を次のとおり許可した。

令和6年8月27日

石川県知事 馳 浩

- 業務を廃止する指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人石川県建築住宅センター
金沢市幸町12番1号
- 廃止する構造計算適合性判定の業務の範囲
全ての業務
- 廃止する年月日
令和7年3月31日

令和6年二級建築士及び木造建築士試験の変更の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、実施する令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験について、次のとおり変更する。

令和6年8月27日

石川県知事 馳 浩

試験場

- 二級建築士試験
設計製図の試験
(変更前) 金沢市弥生2-1-23
石川県建設総合センター
(変更後) 金沢市角間町
金沢大学
- 木造建築士試験
設計製図の試験
(変更前) 金沢市弥生2-1-23
石川県建設総合センター
(変更後) 金沢市鞍月2-1
石川県地場産業振興センター

